

◆ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五（略）

六 軌道運送高度化事業 軌道法による軌道事業（旅客の運送を行うものに限る。以下「旅客軌道事業」という。）であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する車両を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保（設定された発着時刻に従つて運行することをいう。以下同じ。）、速達性の向上（目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。以下同じ。）、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

七以下（略）

（軌道運送高度化実施計画の認定）

第九条

1、2（略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その軌道運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 軌道運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 軌道運送高度化実施計画に定める事項が軌道運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 軌道運送高度化実施計画に定められた旅客軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

4以下（略）

（軌道法の特例）

第十条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者（次項に規定する場合を除く。）がその軌道運送高度化実施計画について前条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の認定を受けたときは、当該軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業のうち、軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。

2 軌道運送高度化事業を実施しようとする者（軌道を敷設してこれを旅客の運送を行う事業に使用させる事業（以下「軌道整備事業」という。）を実施しようとする者と敷設された軌道を使用して旅客の運送を行う事業（以下「軌道運送事業」という。）を実施しようとする者とが異なる場合に限る。）がその軌道運送高度化実施計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業として行われる軌道整備事業又は軌道運送事業については、軌道法第三条の特許を受けたものとみなす。

3（略）

◆地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（抄）

（法第二条第六号の国土交通省令で定める措置）

第二条 法第二条第六号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のすべてを講ずるものとする。

- 一 より優れた加速及び減速の性能を有し、振動を抑える効果が高く、かつ、低床化されている等旅客が円滑に乗降できる構造の車両を用いること。
 - 二 旅客の乗降を円滑にするための措置（前号に該当するものを除く。）及び車両の良好な走行環境を確保するための措置を講ずること。
- 2 前項の規定にかかわらず、既設の軌道の路線において軌道運送高度化事業を実施しようとする場合の法第二条第六号の国土交通省令で定める措置は、前項各号に掲げる措置のいずれかを講ずるものとする。

第三条 法第二条第六号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上及び快適性の確保とする。

【参 考】

◆ 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（抄）

地域公共交通の活性化及び再生の目的

- (1) 住民、来訪者の移動手段の確保
- (2) 安全・安心で質の高い運送サービスの提供
 - ① 安全・安心な運送サービスの提供
 - ② シームレスな運送サービスの提供
 - ③ 定時性の確保、速達性の向上
 - ④ 乗りたくなるサービスの提供
- (3) その他
 - ① まちづくりとの連携
 - ② 観光振興等との連携
 - ③ 地球温暖化対策をはじめとする環境問題への対応

◆ 軌道事業の特許 審査基準（抄）

1. その事業の開始が交通体系全体の観点から、輸送需要に対し適切なものであること。
2. その事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。
3. その起業目論見書等が経営上及び輸送の安全上適切なものであること。
4. その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
5. その事業の路線において軌道経営を行うことが道路管理上及び他の諸計画との関連において適切であること。
6. その他事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。